

令和2年第7回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

議案

議案第147号

佐伯市情報ネットワーク施設条例の一部改正について (議案書4ページ)

光ケーブルネットワーク施設の整備に伴う所要の改正を行うほか、当該施設を整備した地域から使用料を改定しようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 光ケーブルネットワーク施設の整備に伴う改正

ア 米水津地域

- ① 本市の情報ネットワーク施設（同軸ケーブル等ネットワーク施設）において、現在施工中の「情報NW（米水津エリア）光化整備工事」により、令和3年4月1日から、米水津エリアを対象とした光ケーブルネットワーク施設が整備されることとなる。

これに伴い、光ケーブルネットワーク施設の放送サブセンターの名称等及び当該施設において市民情報サービスを行う対象区域を次の表のとおりとする（第1条による改正の別表第2及び別表第5改正関係）。

区分	名称	位置	市民情報サービス対象区域
放送サブセンター	鶴見光ケーブルサブセンター	佐伯市鶴見大字地松浦1878番地1（消防署東部分署敷地内）	米水津地域 (加入予定者数881件)

- ② 上記①の改正により、米水津地域においては、令和3年4月1日から光ケーブルネットワークにより情報が提供されることとなり、原則として同軸ケーブルは不要となる。

しかし、光ケーブルネットワークによる情報の提供を受けるためには、個別に加入者宅への引込工事が必要となることから、一定の移行期間を設ける必要がある。

以上により、その移行期間を1年間（令和3年4月1日～令和4年3月31日）として令和4年3月31日をもって米水津地域における同軸ケーブルによる情報の提供を終了することとし、同軸ケーブル等ネットワーク施設の放送サブセンターのうち、「米水津サブセンター」を廃止する（第2条による改正の別表第1及び別表第4改正関係）。

イ 本匠地域

本匠地域においては、上記ア②と同様の理由により、移行期間を1年間（令和2年4月1日～令和3年3月31日）として令和3年3月31日をもって同軸ケーブルによる情報の提供を終了する改正条例が、令和元年第4回

(12月)市議会定例会において議決されたところである。

令和3年3月31日で移行期間が終了するため、同軸ケーブル等ネットワーク施設の放送サブセンターのうち、「本匠サブセンター」を廃止する(第1条による改正の別表第1改正関係)。

ウ 八幡・西上浦・大入島地域

八幡・西上浦・大入島地域において、今年度、(株)ケーブルテレビ佐伯により光ケーブルが整備され、令和4年4月1日から民営化される。

これに伴い、令和3年4月1日から光ケーブルネットワーク施設において市民情報サービスを行う対象区域に当該地域を追加し、移行期間を1年間(令和3年4月1日～令和4年3月31日)として同軸ケーブル等ネットワーク施設及び光ケーブルネットワーク施設のそれぞれの施設において市民情報サービスを行うこととし、令和4年3月31日をもって同軸ケーブル及び光ケーブルによる情報の提供を終了する(第1条による改正の別表第5並びに第2条による改正の別表第4及び別表第5改正関係)。

(2) 使用料の改定

ア 永続的で安定したケーブルテレビ事業を行うこと及び民営エリアと直営の行政エリアに料金差があることを踏まえて、光化に更新した地域から使用料を改定する(第1条による改正の第12条第1項改正関係)。

施設の区分	使用料
同軸ケーブル等ネットワーク施設	月額 730円(増減なし)
光ケーブルネットワーク施設	月額 1,430円(700円の増額)

イ 光ケーブルネットワーク施設の整備後1年間は移行期間として位置付けていることから、その間に限り、従前の使用料(月額730円)とする(附則第2項関係)。

区域	移行期間
米水津地域	令和3年4月1日～令和4年3月31日
本匠地域	令和2年4月1日～令和3年3月31日
八幡・西上浦・大入島地域	令和3年4月1日～令和4年3月31日

(3) 施行期日

- ① 上記(1)ア①、イ及びウのうち
第1条による改正関係並びに(2) 令和3年4月1日
- ② 上記(1)ア②及びウのうち第2
条による改正関係 令和4年4月1日

(担当課：情報推進課)

議案第148号

佐伯市火災予防条例の一部改正について

(議案書6ページ)

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、電気自動車等を充電するための急速充電設備の対象範囲を改め、あわせて当該設備について火災予防上新たに必

要とされる基準を定めるほか、規定の整理をしようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 急速充電設備の対象範囲の拡大

電気自動車等を充電するための「急速充電設備」は、現行では全出力 20 キロワット超 50 キロワット以下と定められているが、その上限を 200 キロワットまで拡大する（第 11 条の 2 第 1 項改正関係）。

(2) 急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の改正

急速充電設備の全出力の上限の拡大に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を改める（第 11 条の 2 第 1 項改正関係）。

<基準の主な追加内容>

- ① 一部の 50 キロワット超 200 キロワット以下の急速充電設備は、建物から 3 メートル以上の隔離距離を確保すること。
- ② コネクターの不時の落下防止措置を講ずること。
- ③ 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものは、当該液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とし、当該液体の流量及び温度の異常検知機能及び異常検知時の停止機能を有すること。
- ④ 複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものは、出力の切替えに係る開閉器の異常検知機能及び異常検知時の停止機能を有すること。
- ⑤ 蓄電池を内蔵している急速充電設備は、温度及び制御機能の異常検知機能及び異常検知時の停止機能を有すること。

(3) 消防長への届出が必要な対象設備の追加

消防長への設置の届出の対象に、50 キロワット超 200 キロワット以下の急速充電設備を加える（第 44 条改正関係）。

(4) 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

(担当課：予防課)

議案第 149 号

工事請負契約の変更について（令和元年度情報 NW（米水津エリア）光化整備工事）

（議案書 8 ページ）

令和元年度情報 NW（米水津エリア）光化整備工事（令和 2 年第 4 回（6 月）市議会定例会において、その請負契約の締結について議決済み）において、既設吊り線の張り替え等に要する経費を追加することに伴い、工事請負契約の一部（契約金額）を変更しようとするものである。

(1) 契約の相手方

福岡県福岡市博多区千代 2 丁目 15 番 12 号
日本コムシス株式会社 九州支店
支店長 高橋 政樹

(2) 契約変更事項

契約金額

変更前 357,522,000 円
 変更後 412,071,000 円 (54,549,000 円の増額)

【その他参考事項】

(1) 工事の主な変更内容

既設吊り線の張り替え (設置 L=32,480m) 等に要する経費の追加

(2) 工事内容の変更理由

本工事における伝送路本線を架線するための吊り線の張り替えについては、伝送路本線の延長の25パーセントの区間において行う計画であったが、本工事の着手に当たり既設吊り線を調査したところ、既設吊り線の大部分において、潮害等による劣化が予想以上に激しいことを確認した。

将来にわたる伝送路設備の強靱化を図るため、当初予定していた区間を延長し、既設吊り線の張り替え等を行う必要が生じた。

(3) 工事費及びその財源内訳の変更

(単位：円)

区分	工事費	財源内訳		
		国庫補助金	過疎対策事業債	一般財源
変更前	357,522,000	95,999,000	261,500,000	23,000
変更後	412,071,000	104,347,000	307,700,000	24,000
増減額	54,549,000	8,348,000	46,200,000	1,000

(担当課：情報推進課)

議案第 150 号

第 2 次佐伯市総合計画の変更について

(議案書 9 ページ)

第 2 次佐伯市総合計画を変更することについて、佐伯市議会基本条例第 11 条第 1 号の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

(1) 変更内容

基本構想 (構想期間=平成 30 年度～令和 9 年度) の「さいき 7 つの創生 (基本政策)」のうち、「6 人が交流し、活力あふれるまちの創生 [まちづくり]」に新たに「新たな地域コミュニティの構築」を追加する。

あわせて、基本計画 (計画期間=平成 30 年度～令和 4 年度) の当該基本政策に新たな施策として、「8 新たな地域コミュニティの構築」を追加し、「現状と課題」、「これからの基本方針」、「主な取組」及び「目標指標」を示す。

(2) 変更理由

人口減少や高齢化、ライフスタイル等の多様化を背景として行政ニーズが高まる一方で、本市の人的・財政的な経営資源が減少していくと想定される中、自治会等へのアンケート等においては、将来の地域コミュニティに対して不安を抱いているとの意見も多く寄せられていること等を踏まえ、本市の最上位計画に位置付け、全市的に取り組む必要があるため。

(担当課：政策企画課)

議案第 151 号

財産の取得について（集合トイレ用便袋）

（議案書 13 ページ）

災害時の避難所等で使用する集合トイレ用便袋を上堅田上城地区防災備蓄倉庫及び宇目小野市地区防災備蓄倉庫に配備する必要がある。

この集合トイレ用便袋の購入に当たり、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

(1) 購入予定動産

品名	数量
集合トイレ用便袋	211,840 枚（10,592 パック）

※ 1 パック = 20 枚

(2) 購入の方法 指名競争入札

(3) 予定価格 29,943,100 円（税抜き 27,221,000 円）

(4) 入札業者及び入札金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）

入札業者	入札金額	備考
ひろつるテント	辞退	
エトウ商会	辞退	
有限会社朋友	17,476,800 円	
有限会社サンワ技研	17,264,960 円	落札
株式会社入江電池工業所	21,184,000 円	
有限会社石松堂	28,598,400 円	
株式会社大輝エンジニア	欠席	

(5) 契約の相手方及び契約金額（消費税及び地方消費税を含む金額）

佐伯市大字堅田 3905 番地の 1

有限会社サンワ技研

代表取締役 山中 和浩

18,991,456 円

（落札率：63.43%）

【その他参考事項】

(1) 納入期限 令和 3 年 3 月 10 日

(2) 購入費の財源内訳

（単位：円）

購入費	財源内訳	
	国庫支出金	一般財源
18,991,456	0	18,991,456

※ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業

（担当課：防災危機管理課）

議案第 152 号

財産の取得について（間仕切りテント）

（議案書 14 ページ）

災害時の避難所等で使用する間仕切りテントを上堅田上城地区防災備蓄倉庫に配備する必要がある。

この間仕切りテントの購入に当たり、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

（1）購入予定動産

品名	数量
間仕切りテント	2,824 張

（2）購入の方法 指名競争入札

（3）予定価格 61,529,600 円（税抜き 55,936,000 円）

（4）入札業者及び入札金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）

入札業者	入札金額	備考
ひろつるテント	46,596,000 円	
エトウ商会	辞退	
有限会社朋友	43,772,000 円	
有限会社サンワ技研	37,982,800 円	落札
株式会社入江電池工業所	50,832,000 円	
有限会社石松堂	56,480,000 円	
株式会社大輝エンジニア	欠席	

（5）契約の相手方及び契約金額（消費税及び地方消費税を含む金額）

佐伯市大字堅田 3905 番地の 1

有限会社サンワ技研

代表取締役 山中 和浩

41,781,080 円

（落札率：67.90%）

【その他参考事項】

（1）納入期限 令和 3 年 3 月 10 日

（2）購入費の財源内訳

（単位：円）

購入費	財源内訳	
	国庫支出金	一般財源
41,781,080	0	41,781,080

※ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業

（担当課：防災危機管理課）

議案第 153 号

**佐伯市直川鵜の森公園条例等の一部改正について
(議案書 15 ページ)**

本市が設置し、指定管理者が管理を行っているキャンプ場（観光施設）は、6施設ある。

これら施設の利用料金の額は、条例で定める金額の範囲内において市長の承認を得て指定管理者が定めて運営しているが、当該利用料金の上限額の改定は、消費税率の引上げに伴う改定しか行っていないため、低額な設定となっている。

そのため、指定管理者が施設の管理を行うに当たって、利用客の多い繁忙期には利用料金を上げ、利用客の少ない閑散期には利用料金を下げるといったような運用ができていく状況になっている。

よって、年間を通しての誘客及び交流人口の増加を図るため、現在の社会情勢にあった利用料金の上限額に改定するほか、利用状況に応じた新たな項目の追加等をしようとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) 佐伯市直川鵜の森公園条例の改正（第1条による改正）

種別	改定前	改定後	増加額
バンガロー（大型）	20,950 円	30,800 円	9,850 円
バンガロー（小二種・小三種）	11,510 円	20,900 円	9,390 円
テント（持参）	510 円	3,300 円	2,790 円

(2) 佐伯市小半森林公園キャンプ場条例の改正（第2条による改正）

種別	改定前	改定後	増加額
バンガロー（大）	6,600 円	15,400 円	8,800 円
バンガロー（小）	4,400 円	12,100 円	7,700 円
簡易宿泊施設（2時間）	2,200 円	3,080 円	880 円
簡易宿泊施設（1泊）	27,500 円	38,500 円	11,000 円

(3) 佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設条例の改正（第3条による改正）

種別	改定前	改定後	増加額
簡易宿泊施設（小）	8,250 円	18,700 円	10,450 円
簡易宿泊施設（中）	11,550 円	20,900 円	9,350 円
簡易宿泊施設（大）	20,350 円	30,800 円	10,450 円

(4) 佐伯市藤河内溪谷観光施設等条例の改正（第4条による改正）

種別	改定前	改定後	増加額
バンガロー	3,300 円	5,170 円	1,870 円
オートキャンプサイト（一般）	510 円	4,620 円	4,110 円
オートキャンプサイト（ソロ）		3,300 円	2,790 円

(5) 佐伯市高平キャンプ場条例の改正（第5条による改正）

種別	改定前	改定後	増加額
ケビン	7,700 円	17,600 円	9,900 円
テント	2,200 円	4,620 円	2,420 円

(6) 佐伯市うめキャンプ村条例の改正（第6条による改正）

種別	改定前	改定後	増加額
----	-----	-----	-----

ケビン（４人用）	10,470 円	22,000 円	11,530 円
ケビン（５人用）	12,560 円	24,200 円	11,640 円
ログケビン（30 人用）	31,420 円	80,300 円	48,880 円
オートキャンプサイト（テントあり）	5,230 円	11,000 円	5,770 円
オートキャンプサイト（テントなし）	3,130 円		7,870 円
フリーキャンプサイト（テント持参）	追加	8,140 円	8,140 円

(7) 施行期日

令和3年4月1日

(担当課：観光課)

議案第 154 号

**佐伯市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
(議案書 19 ページ)**

佐伯市シルバーワークプラザの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 155 号

**佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設及び佐伯市かみうら天海展望台を併せて管理する指定管理者の指定について
(議案書 20 ページ)**

佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設及び佐伯市かみうら天海展望台を併せて管理する指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 156 号

**佐伯市米水津ふるさと物産館の指定管理者の指定について
(議案書 21 ページ)**

佐伯市米水津ふるさと物産館の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 157 号

**市道路線の認定及び廃止について
(議案書 22 ページ)**

市道路線を認定し、及び廃止することについて、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

(1) 大石見明線

当該路線は、救急搬送路線、バス路線、住民の生活路線であるほか、国道10号のう回路として重要な役割を担う道路として利用されている。

しかしながら、通行する道路に県管理区間と市管理区間があることから、

維持管理等が統合されておらず、災害時のパトロールや災害対応、冬場の雪氷対応等が非効率となっている状況が生じている。

よって、当該路線を県へ移管するために当該路線を廃止し、あわせて県道上爪横川線の一部を市道に移管するために新たに市道路線として認定する。

(2) 小鶴線

当該路線は、本匠大字山部の小鶴地区にあり、県道三重弥生線から分岐し、同地区の山間部を通るルートになっており、昭和 55 年に村道認定され、現在に至っている。

起点から終点までの間に人家はなく、一般交通の用に供しない道路であるため、廃止する。

(担当課：用地・管理課)

議案第 158 号

佐伯市色利地区基幹集落センターほか 7 多目的集会施設等の指定管理者の指定について

(議案書 26 ページ)

佐伯市色利地区基幹集落センターほか 7 多目的集会施設等の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 159 号

佐伯市床木上生活改善センターほか 7 生活改善センターの指定管理者の指定について

(議案書 28 ページ)

佐伯市床木上生活改善センターほか 7 生活改善センターの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 160 号

佐伯市鶴見農産物等直売所の指定管理者の指定について

(議案書 30 ページ)

佐伯市鶴見農産物等直売所の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 161 号

佐伯市深島みそ生産施設の指定管理者の指定について

(議案書 31 ページ)

佐伯市深島みそ生産施設の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 162 号

佐伯市宇目酒利交流施設の指定管理者の指定について

(議案書 32 ページ)

佐伯市宇目酒利交流施設の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 163 号

**佐伯市宇目しいたけ団地の指定管理者の指定について
(議案書 33 ページ)**

佐伯市宇目しいたけ団地の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 164 号

**佐伯市岸河内地区林業集会センターほか 8 林業集会施設の指定管理者の指定
について
(議案書 34 ページ)**

佐伯市岸河内地区林業集会センターほか 8 林業集会施設の管理を行う指定管理者を
指定しようとするものである。
(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 165 号

**佐伯市グリーンピア大越の指定管理者の指定について
(議案書 36 ページ)**

佐伯市グリーンピア大越の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 166 号

**佐伯市間越特産品加工施設の指定管理者の指定について
(議案書 37 ページ)**

佐伯市間越特産品加工施設の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 167 号

**高松地区漁村センターほか 2 漁村センター等の指定管理者の指定について
(議案書 38 ページ)**

高松地区漁村センターほか 2 漁村センター等の管理を行う指定管理者を指定しよう
とするものである。
(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 168 号

**佐伯市上浦水産物直売所「上浦活魚センター」の指定管理者の指定について
(議案書 39 ページ)**

佐伯市上浦水産物直売所「上浦活魚センター」の管理を行う指定管理者を指定しよ
うとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 169 号

佐伯市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(議案書 40 ページ)

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、同法を引用する規定の整理をしようとするものである。

<改正の内容>

(1) 法律の改正に伴う引用条項の整理

子ども・子育て支援法の一部改正において、同法第 43 条第 2 項が削除され、利用者が住所を有する居住市町村以外の市町村に所在する地域型保育事業所を利用する場合の居住市町村の長による地域型保育事業所に係る確認が不要とされた。

これに伴い、この条例において引用する子ども・子育て支援法の規定に「項ずれ」が生じることから、当該条項の整理をする(第 2 条第 23 号改正関係)。

(2) 施行期日

公布の日

(担当課：こども福祉課)

議案第 170 号

佐伯市指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

(議案書 41 ページ)

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」等の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業所の管理者を主任介護支援専門員とする要件を緩和し、及び令和 3 年 3 月 31 日時点において当該要件の適用の猶予を受けている指定居宅介護支援事業所について当該猶予の期間を延長しようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者要件の緩和

指定居宅介護支援事業所には、管理者として主任介護支援専門員を置かなければならないが、「主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由(※1)」がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができることとする(第 6 条第 2 項ただし書追加関係)。

(※1) 「主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由」とは、管理者である主任介護支援専門員の急な退職等により新たに主任介護支援専門員の確保が必要となる場合、中山間地域又は離島等において人材の確保が困難な場合等をいう。

(2) 指定居宅介護支援事業所の管理者要件の適用の猶予の期間の延長

指定居宅介護支援事業所には、管理者として主任介護支援専門員を置かなければならないが、令和 3 年 3 月 31 日までの間は、介護支援専門員を管理者とすることができる猶予期間を設けている。

今回の改正において、令和3年3月31日時点で管理者である介護支援専門員が同年4月1日以降も継続して管理者として置かれる事業所に限り、この猶予期間の適用を令和9年3月31日まで延長する（附則第2条改正関係）。

(3) 施行期日

- ① 上記(1) 令和3年4月1日
- ② 上記(2) 公布の日

(担当課：高齢者福祉課)

議案第171号

佐伯市保健センター条例の一部改正について

(議案書43ページ)

老朽化した佐伯市消防署上浦派出所の機能を佐伯市上浦保健センターに移転させることに伴い、当該保健センターを廃止しようとするものである。

当該派出所の移転については、地元からの要望を受け、2か所の候補地の提案をいただいたが、当該候補地は、土砂災害警戒区域と一部が土砂災害特別警戒区域に含まれていることから、移転先には適さないと判断した。

その後、他の適地の検討を行う中、当該保健センターは、災害出場に対する迅速な対応が可能な場所であること、消防の機能が果たせる広さが十分にあること、耐震基準に適合した建築物であること、施設内のスペースも十分にあり、救急講習会等にも活用できること、隣接するマリノポリス記念公園が防災ヘリ及びドクターヘリの離発着場に指定されており、当該公園において各種訓練等を実施できること等の理由により適地であると判断した。

なお、当該保健センターにおいて実施している健診事業等については、同じ地区内にある上浦地区公民館において実施が可能であり、継続的な行政サービスの提供を図ることができる。

<改正の内容>

(1) 佐伯市上浦保健センターの名称等に係る規定の削除

本条例の保健センターの名称及び位置を規定している表から、「佐伯市上浦保健センター」の名称及び位置に係る規定を削除する（第2条の表改正関係）。

(2) 施行期日

令和3年4月1日

(担当課：健康増進課)

議案第172号

佐伯市都市公園条例の一部改正について

(議案書44ページ)

公園施設の改修費等に充てるため、佐伯市総合運動公園の佐伯中央病院スタジアム(佐伯球場)のグラウンド内壁のフェンスに広告を表示することができるようにするとともに、当該広告の表示に係る使用料の額を定め、及び当該球場のスコアボード設備の改修により当該設備の利用料金の上限額を改めようとするものである。

<改正の内容>

(1) 広告の表示の許可及び当該表示に係る使用料の規定の整備

佐伯市総合運動公園の佐伯球場のグラウンド内壁のフェンスに広告を表示しようとする者は、市長の許可を受けなければならないこととし、当該表示に係る使用料を1月1㎡当たり 250 円とする（第2条第1項及び別表第2改正関係）。

《予定公募内容（参考）》

広告場所	佐伯市総合運動公園の佐伯球場のグラウンド内壁のフェンスで外野のフェアグラウンドに面したフェンス
広告方法	フェンスへの書き込み式
使用料	1か所（高さ2m、幅10m） 月額 5,000 円（2m×10m×250円） 年額 60,000 円（5,000円×12月）
広告主の募集	公募により、14か所の広告を募集
広告による収入	年間 840,000 円（60,000円×14か所）

(2) スコアボードの利用料金の上限額の改正

佐伯市総合運動公園の佐伯球場のスコアボードは、供用開始から28年が経過し、老朽化が著しく、表示部は、得点表示部のみが磁気反転式ユニット、SBOや打順の表示が白熱ランプ、それ以外は手書きの手動文字盤となっている。

現在、当該スコアボードの改修を行っており、改修後は、チーム名・得点・判定・球速・投球数・選手名・審判名がLED表示盤となり、機能性が高く充実することから、改修費用、維持管理費等を考慮し、利用料金の上限額を改める（別表第4改正関係）。

項目	利用料金
変更前	1試合 770円
変更後	1試合 1,100円（全部表示の場合）
	1試合 770円（チーム名、得点及び判定のみ表示の場合）

(3) 施行期日

- ① 上記（1） 公布の日
- ② 上記（2） 公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日

（担当課：体育保健課）

議案第173号

財産の取得について（電子黒板等）

（議案書46ページ）

電子黒板等を小中学校のICT環境を整備するため購入する必要がある。

この電子黒板等の購入に当たり、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

* ICT・・・Information and Communication Technology の略で「情報通信技

術」を指す。

(1) **購入予定動産**

品名	数量
電子黒板	210 台
移動式スタンド	210 台

(2) **購入の方法** 一般競争入札

(3) **予定価格** 43,890,000 円 (税抜き 39,900,000 円)

(4) **入札業者及び入札金額 (消費税及び地方消費税を含まない金額)**

入札業者	入札金額	備考
有限会社石松堂	辞退	
株式会社ミール	39,795,000 円	落札
中川電設工業株式会社	辞退	

(5) **契約の相手方及び契約金額 (消費税及び地方消費税を含む金額)**

佐伯市池船町 6 番 7 号

株式会社ミール

代表取締役 山本 幸路

43,774,500 円

(落札率 : 99.74%)

【その他参考事項】

(1) **納入期限** 令和 3 年 3 月 19 日

(2) **購入費の財源内訳**

(単位 : 円)

購入費	財源内訳	
	合併特例債	一般財源
43,774,500	41,500,000	2,274,500

(担当課 : 教育総務課)